

京都市訓令甲第 15 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年1月26日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 地域自治推進室長の項の次に次の1項を加える。

地域コミュニ ティ活性化・ 北部山間振興 部長	(1) 担当事務に係る軽易な刊行物の発行に関する事。
----------------------------------	----------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)